

平成30年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	申間市民総合体育館・申間市総合運動公園	
所在地	申間市大字西方9050番地(体育館)・大字西方9080番地1(運動公園)	
指定管理者	名称	申間市民総合体育館及び申間市総合運動公園管理運営共同企業体
	代表者	代表取締役 加藤 裕之
	住所	東京都練馬区関町南一丁目12番4号
モニタリングの実施方針・方法等	毎月、業務報告書の提出を受け、モニタリングを行った。 また、サービスの質については、平成31年3月27日に運営評価モニター会議を実施し、利用者より意見を拝聴した。	
担当課 (問い合わせ先)	申間市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係	

■モニタリングの総合コメント

平成30年度の利用状況については、昨年度と比較して総合体育館は0.4%減少、総合運動公園においては15.7%増加となっており、総合的に利用者は11.2%増加となっている。
施設管理については、民間事業者のノウハウを生かした専門的知識による施設の個別整備等に努め、よりよい利用環境の提供を行っている。
また、突発的な対応として、協定の範囲内において自らが対処できるものについては迅速な措置を行い、その他については、適宜、行政への連絡を行い、対応してきたことなどからおおむね適正な管理が図られていると思われる。

■今後の業務改善に向けた考え方

今後の業務改善に向けた考え方としては、利用者のニーズを把握しながら安心、安全に利用できる環境整備に努めることと、各施設の空き時間の利用向上を図る。また、引続きキャンプ受け入れ時の対応については、受け入れ環境の整備等を行い心身ともに充実できる申間キャンプの推進を図る。
自主事業については、一年を通した取り組みを実施し、施設利用者の増加はもとより、スポーツに親しむ機会の提供を行い、スポーツ人口の増加にも努めていくことを考える。

■基本的な考え方(施設の性格・目的との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

民間事業者たる能力を活用し、地域住民等に対する健康と体力維持増進を図り、スポーツ・レクリエーションなどのサービスの効果及び効率を向上させ、地域福祉の一層の増進を図ることを目的に管理運営されている。

■業務内容

・機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

民間事業者のノウハウにより施設の不具合など迅速に対応し、利用者の安全性・利用環境の改善が図られている。
また、自主事業については、専門知識のあるスタッフによる水泳教室やヨガ教室を実施された。

・責任性・実効性(施設の運営体制や組織)

協定に基づいた適切かつ良好な管理運営がされており、今後もさらなるサービスの向上のために各種研修会等にも積極的に参加し、行政、各関係機関と連携を行い業務遂行されている。

・明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

毎月行う、担当課との定例会等において、状況報告、意見交換を行うことより、協定に基づいた管理・事務執行等行われている。

・安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全、市民の財産を守るうえで最重要項目である。それを踏まえ、適宜、迅速な連絡体制、対応・対策等できている。

・社会性(環境等への配慮)

ミーティングやスタッフ会議等により共通の認識を行い業務を遂行された。
また、事務業務はもとより、施設整備についても器具、機材等の再利用等行い経費削減に努められている。

■事業収支

経済性

平成30年度の収支は、収入46,549,060円に対し、支出46,818,897円となっている。

■団体の経営状態

経営の健全性

近隣市町村のスポーツキャンプ誘致競争の激化や人口減少に伴うスポーツ人口の減少により、施設利用者の減少が懸念される中、民間のノウハウを活用した専門的な施設整備、利用環境の向上に努め施設利用者の増加に努められた。

県内の受託状況については、宮崎田野運動公園・日南市体育施設(北郷・日南エリア)の指定管理業務を受注する実績を上げている。